

生産地域制限の公表 抜粋

○農林水産省告示第千五百八十五号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第五条第一項の規定に基づき品種登録出願及び同法第二十一条の二第一項の規定に基づき届出を受理したので、同法第十三条第一項及び第二十一条の二三第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和三年九月十六日

農林水産大臣臨時代理 国務大臣 赤羽一嘉

Ⅲ 品種登録出願の番号及び年月日、出願者の氏名又は名称及び住所又は居所、出願品種の属する農林水産植物の種類、出願品種の名称、指定地域並びに生産する行為を制限する旨

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び年月日	指定地域	生産する行為を制限する旨
-------------------	---------	--------------------	----------------	------	--------------

Actinotus helianthi Labill.	ぼてこ	岐阜県 岐阜県岐阜市藪田南2丁目 1番1号	第35371号 令和3年4月2日	岐阜県	指定地域以外の地域 において種苗を用い ることにより得られ る収穫物を生産する 行為を制限する。
Fragaria L.	べにたま	埼玉県 埼玉県さいたま市浦和区 高砂三丁目15番1号	第35413号 令和3年4月26日	埼玉県	〃